

[経営測定研究室]C. 天然生山岳林の伐採搬出更新技術の合理化に関する研究：混合契約について

吉良, 今朝芳
九州大学農学部附属演習林：事務員

木梨, 謙吉
九州大学農学部附属演習林：教授

<https://doi.org/10.15017/1456259>

出版情報：演習林研究経過報告．昭和41年度，pp. 71-75，1967-07-10．九州大学農学部附属演習林
バージョン：
権利関係：



C. 天然生山岳林の伐採搬出更新技術の合理化に関する研究

—— 混 合 契 約 に つ い て ——

吉 良 今 朝 芳
木 梨 謙 吉

は じ め に

近年、伐採跡地、未立木地および低質材を主とする地域において、その地域内に所在する立木ならびに伐採木の末木および枝条などの販売と、その跡地の造林作業の請負とを同一人に一括して契約する方式が、国有林を中心に取り入れられている。これは最近の労働力不足に対応し、また、未利用の森林資源の活用を促進し人工林への転換を計ろうとする目的で基本的には取り入れられていると考えられる。直接的な混合契約の有利性については述べるまでもなく国有林の場合、

- (1) 共通経費の節減、
- (2) 直接事業費の節減
- (3) 直接事業費の節減による資源の活用程度
- (4) 以上3点に伴う立木販売金額の増と造林事業請負金額の節約、
- (5) 更新問題の短縮

などが上げられている。

この問題の本質は国有林の場合、国有林経営の合理化促進計画の一環であろうと考えられるが、大学演習林についても天然生林を多くもつ地域においては、この混合契約の問題が最近クローズ・アップしてきた。その背景には、木材業者（製紙、パルプ会社を含む）が天然林に対する伐採搬出技術の優位性と保有労働力の質的優位性を持つているため、大学演習林がおこなう直営生産事業において大学当局としては採算の域に達しない領域にまでは入つてきても業者側としては採算性を十分にもつと考えられる場合がある。そのため、最近では伐採跡地に残存する末木枝条に対しての払下げの要望が業者側からかなり強く出されている現状である。また一方では、年々天然生林伐採地域は奥地化し、その最奥地に保有する国有林、大学演習林の森林が業者間において、一つの魅力となつてきていることは事実である。もともと地拵作業は造林の支障となるものを排除することであるから、その支障となるものが立木、末木、残材などの場合これらの未利用材を集める作業は同時に地拵作業の大きな部分とも解される。

このような種々の事情を頭において、所謂混合契約について、国有林で採用されている方式を参考^{註1)}にしながら以下考察を加えてみよう。

1. 混合契約の趣旨

先にのべたように伐採跡地、未立木地および低質材を主とする地域において、当該地域内に所在する立木ならびに伐採木の未木および枝条などの販売と、その跡地の造林作業の請負を同一人に一括して契約することが、造林事業の経費の節減またはその後の造林行為に有利と認められ、かつ、森林資源の活用を促進しうると認められる場合に、この契約が活用される。

2. 適用範囲

混合契約の現在おこなわれている適用範囲はつぎのとおりである。

(1)伐採跡地

(2)未立木地

(3)低質材を主とする地域

低質材を主とする地域とは、低質材が過半をしめている地域を指し、また、低質材とは樹種、径級、品等、材質などよりみて、一般製材原木に適さない程度の材または一般製材原木と競合することのない材を指すのである。

3. 実施上の問題点

この混合契約は熊本営林局管内の場合、南九州地域を中心にかなりの件数、数量を数えることができるが、現在までのところこの契約は国有林野のみに適用される特例的なものであつて、^(註2)文部省においては現在この方式は採用されていない。そのため実施にあたつては、大学演習林の場合事務段階での検討、特に会計事務処理の方法について、交渉にかなりの日時がかかるであろうと考えられるが、一応の混合契約について問題となる点を検討してみた。

(1)各事業の関連性

混合契約は造林、販売、生産などの各事業に関連するものであるから、各事業を通じた全体的な判断が非常に重要性をもつ。つまり、

1) 製品生産事業との関連では

混合契約の適用範囲のうちの伐採跡地が、直営伐採事業の跡地であるときは、資材編入の基準、採材仕様などが重要になつてくるので、これらの問題を中心とする直営生産事業の実行方法につ

(註1) 現実には、最近国有林の運材伐木の機械化、全木、全幹集材などの合理化によつて伐採跡地は地拵作業を必要としないほど、きれいに集材されている。特に搬出の便のよい人工林ではすでに混合契約は不必要となり、むしろ先行立木処分という直営伐採及跡地造林のため先行的準備作業の性格の強い方式が多くとられるようになった。

(註2) 農林省と大蔵省の協議の上で成立した。

いての検討が必要になつてくる。

2) 造林事業との関連地域における造林労務の実態、造林事業の全体的なあり方、立木などの搬出期間と造林作業の適期との関連、混合契約によることの有利性などについての十分な検討が必要であろう。

3) 販売事業との関連については、混合契約の場合、産物の販売のみに係わる契約の場合に比し、契約の相手方の選定が非弾力的となるので、とくに低質材を主とする地域に適用するときは、販売事業全体に及ぼす影響について十分な検討を要する。

(2)混合契約の有利性の判定因子については、①共通経費の節減、②直接事業費の節減、③直接事業費の節減による資源の活用程度、④以上の3点にともなう立木販売金額の増と造林事業請負金額の節減、⑤更新期間の短縮、⑥労務の不足状況の実態などがあげられる。

(3)契約の相手方の選定など

伐採跡地、未立木地を対象とする場合は、随意契約により、混合契約を適正に履行しうる業者を相手方として選定する必要があるし、低質材を主とする地域の場合は、指名競争により、造林事業と木材業の兼業者の中から相手方を選定することを原則としている。

このほかに木材業に関する一般資格との関係、立木等の販売量と個別配材基準との関係、地区内における立木等の販売量と地区別需要部門別総販売量との関係などの検討が実施の段階では必要になつてくる。

4. 事務処理上の問題点

(1) 予定価格の決定

販売の対象とする立木等については販売予定金額、跡地の造林作業の請負については請負予定金額を算定し、両者の差額を予定価格としているが、^{註3)}しかし立木等の販売、造林作業の請負に共通する経費は、両者按分している。しかしながら①負価の立木等の評価は、買受入の立木等の利用状況、労務事情および造林作業との関連性を考慮して、特価を付して販売することが可能なときは、最低1㎡当り1円としている。②造林作業の請負予定金額は特価で販売した立木等について買受人が利用すべき部分を搬出した跡地の造林作業所要経費を基準とし、通常の販売によつた場合における跡地の造林作業所要経費を限度として買受人の利用状況を勘案して決定しているがその算定方法には功程表の活用をはかり、また標準地調査をおこなつて、それぞれの資料に

(註3) 会計上の手続とし重要なことは、立木販売金は収入とし、造林作業請負金は支出として独立に取扱われる。混合契約と云うからその差額金の受授によつて処理するやうにとれるが、会計上の収入、支出の独立性はみだされない。

するなどおこなわれているが、客観性をより高めるためにはかなりの問題が残されていると考えられる。

(2)指名競争入札などの場合における決定契約書に記載する立木等の販売金額と造林作業の請負金額の計算式はつぎのようになっている。

$$\text{立 木 等 の 販 売 金 額} = \left\{ \text{販売予定金額} + \left(\text{販売予定金額} \times \frac{\text{予定価格} - \text{入札金額}}{\text{販売予定金額} + \text{請負予定金額}} \right) \right\}$$

$$\text{造林作業の請負金額} = \left\{ \text{請負予定金額} - \left(\text{請負予定金額} \times \frac{\text{予定価格} - \text{入札金額}}{\text{販売予定金額} + \text{請負予定金額}} \right) \right\}$$

このほかに実施段階においては多くの問題があるものと考えられるし、また宮崎地方演習林などの業務担当者などにおいてもかなりの研究調査が進められているので、この混合契約についての実際研究がこれをきつかけとして演習林業務運営上の一つの参考になれば幸いである。

また参考までに手元に現在まで集められている資料を掲げておくとつぎのとおりである。

混 合 契 約 に つ い て の 資 料

1. 混合契約書
2. 地拵事業仕様書
3. 見積書
4. 入札書
5. 立木等買受金額および造林作業請負金額
6. 内訳書
7. 承認基準額
8. 予定価格調書
9. 造林事業請負予定価格調書
10. 間接費計算表
11. 仮設経貸計算表
12. () 請負作業所要人員計算表
13. (一部)完了届
14. 部分検査調書
15. 着手届
16. 造林請負事業の監督について
17. 地拵監督日誌

18. 完了検査調書
19. 地拵事業仕様書
20. 造林事業()の(一部)完了検査について
21. 現場代理人及び担当技術者届
22. 監督員の通知について
23. 請負金内訳表
24. 実査復命書
25. 請負金内訳書提出について
26. 本件販売予定価格を下記の通り決定してよろしいか。
27. 立木販売予定価格評定調書
28. 事業費計算書(施設費以外)
29. 市価算出表
30. 用材薪材明細書
31. 市価算出表(薪材明細書)
32. 管内概要
33. 混合契約関係通達集

D. 林業労働に関する研究

吉 良 今 朝 芳

昭和41年度は育林労務の組織化に関する研究をおこない、とくに北海道演習林、宮崎演習林、粕屋演習林などの育林労務の実態を把握する一方、その地域の育林労務の実態調査も同時におこなった。その調査結果の一部は日本林学会大会研究発表並びに日本林学会九州支部大会研究発表で、下記のように報告をおこなった。

1. 育林労務の組織化に関する研究 (I)
 - － 宮崎県椎葉村の調査から －
2. 育林労務の組織化に関する研究 (II)
 - － 宮崎県椎葉村の調査から －
3. 育林労務の組織化に関する研究 (III)